

法律の条文クイズ

今年もインフルエンザの季節がやってきたね。

不思議なことだけど、数年前からいろんな種類の感染症が、これまで流行した時期とは異なる季節に感染者が出ることも増えているよ。けれどやっぱりインフルエンザは日本では冬の風物詩だよ。そこでキミには教員採用試験ばい問題にチャレンジしてほしいと思う。受験生のつもりになって、() に数字を記入してみてください。

問 「学校保健安全法施行規則」を根拠とする、出席停止の期間の基準について () 内に適する数字を記入せよ。

第十九条 令第六条第二項の出席停止の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

イ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後①()日を経過し、かつ、解熱した後②()日（幼児にあつては、三日）を経過するまで。

さあ、わかったかな？答えは①は5、②は2だよ。

ここで気をつけてほしいのは、「発症した後」という言葉の意味。

これは発症した日、つまり高熱が出た日を「0日」と考えて、そこから起算して5日が経過するまでということになるんだ。

この法律は平成24年4月1日に改正された。それまでの基準は、「解熱後2日を経過するまで」だったんだけど、タミフルやリレンザ等の抗インフルエンザ薬ができたことで、すぐに解熱するようになった。これらの薬がなかった時代は解熱までに結構時間がかかったから、「発症後5日を経過するまで」とわざわざ条文に入れる必要がなかったんだよね。でも今は、以前の基準だと、まだバリバリ感染力を持ったままの人が学校や会社に行ってしまうことになり、集団感染が拡大してしまう恐れが出てきた。こうした経緯で法律が改定されたんだ。

この条文でもう一つ、説明しておきたいことがあるよ。「新型インフルエンザ」という記述があるよね。これは2009年に世界的流行を起こした「H1N1」というタイプのインフルエンザとは違うんだ。

2009年の当時はこのタイプのインフルエンザを「新型」と呼んだけど、現在は通常の季節性のインフルエンザに分類されている。大流行したことで、この※ウイルスの抗体をある程度持っている人が増えたため、「初めまして！」の人が少なくなり、パンデミックを起こすような心配がなくなったということなんだね。だからこの条文の「新型インフルエンザ」というのは、これから生まれてくる初めてのタイプのインフルエンザのことを指している。

※について

インフルエンザの場合は、抗体を持っていても「うつらないわけではない」です。

ここが麻疹や風疹とは違うところ。（厳密に言えば抗体価は年数を経るごとに低下することもある。）